

万博推進局における時間外勤務命令の特例について（事務折衝）

日 時 令和6年4月18日（木）午後18時00分から
場 所 万博推進局会議室
出席者 所属 万博推進局総務課担当係長
支部 経済局支部書記長

（支部）

3月27日に情報提供された万博推進局における時間外勤務命令の特例について、交渉事項ではないことは認識しているが、昨年度の超過勤務の実態を踏まえ特例業務として超過勤務を命令することにより、職員の総労働時間が増加することを懸念しており、所属からの再度の説明を求める。

（局）

特例業務は、職員の勤務労働条件ではなく、管理運営事項となるもの。

緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合でなければ特例業務とすべきではないと認識しており、特例業務は、一部の業務に限定した対応としている。

安易に特例業務として取り扱うのではなく、個別に十分精査したうえで判断してまいる。

また、時間外労働時間の縮減については、職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、適切な時間外勤務の執行管理に取り組むとともに、特例業務であっても職員の健康状態に十分配慮し、超過勤務時間が上限規制の範囲に収まるように最大限に努めてまいる。

なお、特例状況の発生状況についての情報提供については、必要に応じて対応する。

（支部）

万博推進局における時間外勤務命令の特例について、承知した。

引き続き適正な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努められたい。また、職員の健康状態を十分配慮されたい。